

# 乾汽船株式会社

## 第102回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2022年6月22日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 東京都千代田区平河町二丁目6番4号  
海運クラブ(海運ビル)2階ホール  
※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

### 議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 執行役員規定等の新設及び株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に伴う定款一部変更の件
- 第3号議案 買収防衛策に関する規定の削除に伴う定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役5名選任の件
- 第5号議案 監査役2名選任の件

目次	第102回定時株主総会招集ご通知……	1
	株主総会参考書類……………	5

### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会会場において、株主の皆様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる予定でございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 9308  
2022年6月6日

東京都中央区勝どき一丁目13番6号

**乾汽船株式会社**

代表取締役社長 **乾 康之**

## 第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、3頁の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

**1 日 時** 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**2 場 所** 東京都千代田区平河町二丁目6番4号

**海運クラブ(海運ビル) 2階ホール**

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

・株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。

### 3 目的事項

**報告事項**

1. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第102期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	執行役員規定等の新設及び株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に伴う定款一部変更の件
第3号議案	買収防衛策に関する規定の削除に伴う定款一部変更の件
第4号議案	取締役5名選任の件
第5号議案	監査役2名選任の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載いたします。
3. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
  - ・連結計算書類の連結注記表
  - ・計算書類の個別注記表なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面に記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表も含まれております。
4. 本総会では、当日会場での投票による採決を行う場合がございます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月22日(水曜日)  
午前10時



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日(火曜日)  
午後5時20分到着



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日(火曜日)  
午後5時20分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	議決権の数	XX 個																		
〇〇〇〇	御中	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																					
××××年 ×月××日																							
〇〇〇〇〇〇〇〇																							

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第4、5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

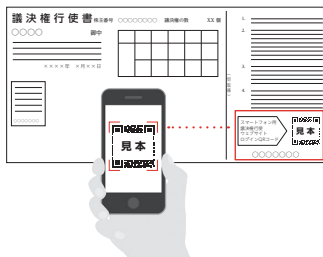
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

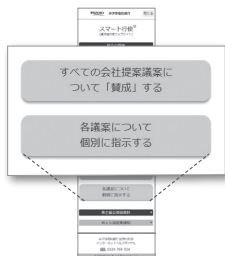
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

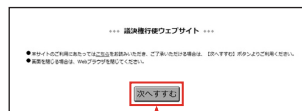
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

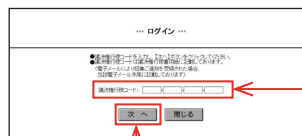
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

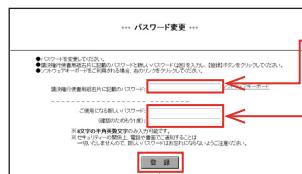
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

---

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

### 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金218円 総額5,453,684,636円  
(年間配当金は、1株につき中間配当金6円を含め、合計224円となります。)
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月23日

## 第2号議案

## 執行役員規定等の新設及び株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に伴う定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

## (1) 執行役員規定等の新設

- ① 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、執行役員から社長を選任できるよう変更するものです（変更案第26条第2項）。また、この変更に伴い、役付取締役に関する規定並びに株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定について所要の変更を行うものです（変更案第15条第1項・第2項、第25条第1項・第2項）。
- ② 当社は、経営体制の強化を図るとともに、内部監査体制やリスク管理体制の整備及びディスクロージャーの充実に努めるため、執行役員制度を採用しておりますが、上記変更に伴い、執行役員の選任方法及び役割等を明確にするため、執行役員に関する規定を新設するものです（変更案第26条第1項・第3項）。また、この変更に伴い、条数の繰り下げを行うものです。
- ③ 取締役会の監督機能をより一層向上させることを目的に、役付取締役に係る規定を削除するものです（変更案第23条第2項・第3項）。

## (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行される予定ですので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです（変更案第16条第1項）。
- ② 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです（変更案第16条第2項）。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものです。

- ④ 上記①乃至③の規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第15条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u> ②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、<u>他の</u>取締役がこれに当る。</p> <p>③ (省略)</p> <p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第15条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役がこれを招集する。</u> ②株主総会は、<u>社長がその議長となる。</u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、<u>取締役がこれに当る。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第16条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会</p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） （省略） ②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 ③取締役社長は、取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。</p> <p>第25条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>③（省略） ④（省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第四章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>第23条（代表取締役） （現行どおり） （削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第25条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役がこれを招集し、その議長となる。</u> （削除）</p> <p>②（現行どおり） ③（現行どおり）</p> <p>第26条（執行役員） 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。 ②取締役会は、その決議によって執行役員の中から、社長1名、副社長1名、専務および常務その他の役付執行役員を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条～第51条（省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>③社長は、取締役会の決議を執行し会社業務の全般を統轄する。</p> <p>第27条～第52条（現行どおり）※1</p> <p>（附則）</p> <p>第1条（株主総会参考書類等の電子提供措置の導入に関する経過措置）</p> <p>定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>③本条の規定は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

※1 本議案及び第3号議案「買収防衛策に関する規定の削除に伴う定款一部変更の件」が本総会にて承認可決された場合には、現行定款の第26条から第48条の条数が1ずつ繰り下げられ、第27条から第49条へ変更されることとなり、また、現行定款の第49条から第51条は、削除されることとなります。

## 第3号議案

## 買収防衛策に関する規定の削除に伴う定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

## (1) 買収防衛策に関する規定の削除

以下の理由により、当社の現行定款第8章（買収防衛策）（第49条乃至第51条）を削除するものです。

当社の現行定款第8章は、2008年2月28日開催の第87回定時株主総会（以下「第87回定時株主総会」といいます。）において、当社の企業価値及び株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐための措置としての大規模買付行為等への対抗策（買収防衛策）について、その導入・継続に際し株主の皆様ご意思を反映させること等を目的として、株主総会決議を経て追加されたものです。

当社は、第87回定時株主総会、2019年6月21日開催の第99回定時株主総会（以下「第99回定時株主総会」といいます。）、及び2021年6月23日開催の第101回定時株主総会（以下「第101回定時株主総会」といいます。）において、当社の現行定款第8章第50条第1項に基づき、株主の皆様よりご承認をいただいて買収防衛策を導入しており、第101回定時株主総会における決議を経て導入された買収防衛策（以下「現行プラン」といいます。）は、アルファレオホールディングス合同会社（以下「アルファレオ」といいます。）を含む特定の株主グループ（以下「特定株主グループ」といいます。）による大規模買付行為等及び濫用的株主権行使を対象として、2024年6月開催予定の当社の第104回定時株主総会の終結時まで有効期限が存続することとされております（現行プランの内容その他詳細については、当社の2021年5月14日付「特定の株主グループを対象とした当社株式の大規模買付行為等および濫用的株主権行使への対応策（買収防衛策）の導入ならびに当該買収防衛策の導入に伴う現行の当社株式の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）の廃止について」と題するプレスリリースをご参照ください。）。なお、アルファレオは、現行プラン導入以降、当社株式を市場内で処分し、2022年3月31日時点における株券等保有割合は5%未満となっており、現行プラン導入前の2021年3月31日時点における株券等保有割合が29.99%であったことと比較すると、その株券等保有割合は大き

---

く低下しているものの、アルファレオが依然として一定数の当社株式の保有を継続し、かつ、アルファレオが当社株式の一部売却後も当社に対する訴訟を取り下げることなく、2022年5月13日時点において、アルファレオが当社に対して提起した訴訟の一部が依然として係属中であること等から、今後の状況次第では、現行プランの対象となる大規模買付行為等又は濫用的株主権行使が行われる可能性も否定できず、現時点においては、現行プランは廃止せず有効期限まで維持することが相当と考えております。

一方で、事業会社による経営の主導権争いを巡る敵対的買収の事例は近年増加傾向にあり、また、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものなども見受けられます。このような大規模買付けが強行された場合、定款において買収防衛策を導入するには必ず株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することが必要であるとされている会社においては、株主総会の基準日までの間に敵対的買収者等が株式の大規模買付けを強行し、買収防衛策の導入や対抗措置の発動を阻止できる水準に至る可能性も否定できず、その結果、敵対的買収に有効に対抗する方策を失い、企業価値ないし株主の皆様の共同の利益を損なうことが懸念されます。これらの懸念を踏まえ、近時買収防衛策を導入する企業においては、定款上は買収防衛策に関する規定を設けず、取締役会が買収防衛策を導入する権限を保持したうえで、平時においては株主総会における承認を買収防衛策導入の条件とする旨の取締役会決議を行う事例が多数見受けられます。このような建付とする場合、有事においては取締役会限りで買収防衛策を導入し、敵対的買収者等が導入された買収防衛策に従う場合には株主総会における承認を対抗措置発動の条件とする一方で、敵対的買収者等が導入された買収防衛策に従わず株主総会開催以前に大規模買付行為等を強行しようとする場合には株主総会の開催を待たずに対抗措置を発動するなど、企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守るための柔軟かつ機動的な対応が可能となります。

当社は、現行プランの導入に当たり、当社の株主構成及び当社の流通株式の数その他の状況を踏まえ、特定株主グループ以外の者による大規模買付行為等が行われる蓋然性が第99回定時株主総会の開催時と比較して相対的に低下していることを踏まえて、第99回定時株主総会において導入した、特定株主グループ以外の者も対象とする買収防衛策を廃止しておりますが、昨年以降の当社の株主構成及び当社の流通株式の数その他の状況の変動を踏まえ、より柔軟な形で当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための施策を講ずることができるよう、当社の現行定款第8章の規定の削除を行うものです。また、当社の現行定款第8章のうち、第49条第2項（買収防衛策の発動）、第50条第2項（買収防衛策の廃止）、及び第51条（買収防衛策の有効期限）は、現時点において現行プランにも適用されるものですが、現行プランにはこれらの現行定款規定と整合する内容が定められており、現行定款第8章の規定の削除を行った場合であっても、現行プランの内容に変更を生ずるものではないと考えております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第八章 買収防衛策</u></p> <p><u>第49条 (買収防衛策の導入および発動)</u> 当社は、当社の企業価値および株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐために買収防衛策を導入することができる。</p> <p><u>②買収防衛策にかかる新株予約権無償割当に関する事項については取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める。</u></p> <p><u>第50条 (買収防衛策の導入および廃止)</u> 当社は、前条に規定する買収防衛策の導入には株主総会の決議を得なければならない。</p> <p><u>②当社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を廃止することができる。</u></p> <p><u>第51条 (買収防衛策の有効期限)</u> 前条に基づき導入された買収防衛策は株主総会の決議を得た後、3年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会において、その継続の決議を得なければならないものとし、以後も同様とする。</p> <p><u>②前条に基づく買収防衛策の導入後において、前項に定める定時株主総会での継続の決議が得られなかった場合、前条に基づき導入された買収防衛策は当該定時株主総会の終結の時点をもって、その効力を失うものとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

## 第4号議案

## 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ指名・報酬委員会での審議及び答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当社における 地位及び担当	在任期間 (本総会終結時)	
1	いぬい 乾	やす 康	ゆき 之	代表取締役社長 (指名・報酬委員)	16年4ヶ月	再任
2	いぬい 乾	たか 隆	し 志	取締役専務執行役員	7年8ヶ月	再任
3	かん 神	ばやし 林	のぶ 伸	社外取締役 (指名・報酬委員長)	5年	再任 社外 独立役員
4	むら 村	かみ 上	しょう 章	社外取締役	1年	再任 社外 独立役員
5	いわ 岩	た 田	けん 研	—	—	新任 社外 独立役員

候補者番号 1

いぬい  
乾

やす  
康

ゆき  
之

(1968年12月5日生)

再任



所有する当社株式の数  
145,553株  
在任年数  
16年4ヶ月  
取締役会出席回数  
18回中18回

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年4月 当社入社  
2006年2月 同常務取締役不動産本部長兼物流本部企画部長  
2007年12月 同常務取締役管理本部社長室長  
2008年2月 同代表取締役専務取締役  
2008年12月 同代表取締役社長  
2013年5月 同代表取締役社長物流事業部門担当  
2015年4月 同代表取締役社長コーポレート部門担当  
2016年4月 同代表取締役社長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

乾康之氏は、2004年に当社入社後、当社の事業領域の全てを経験し、2014年の旧乾汽船株式会社との経営統合以降は、事業施策の立案・推進を中心に外航海運事業にも参画しております。現在も当社の事業領域の全般に亘り執行し、当社グループの主要プロジェクトを掌握・管理しております。2008年12月以降、代表取締役社長として当社の経営を担い、倉庫、運送、不動産、金融、海運の分野に幅広い人脈を有し、当社グループ事業に関する豊富な業務経験と知見を有しており、今後も当社グループの成長に必要な不可欠であると判断したことから、引き続き取締役候補者としております。



候補者番号 2

再任



所有する当社株式の数  
368,089株  
在任年数  
7年8ヶ月  
取締役会出席回数  
18回中18回

いぬい たか し  
**乾 隆 志** (1970年12月20日生)

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 8月 旧乾汽船株式会社入社  
2007年 8月 株式会社商船三井出向  
2012年 6月 旧乾汽船株式会社取締役経営管理部長  
2014年 6月 同代表取締役社長  
2014年10月 当社取締役専務執行役員海運事業部門担当  
2016年 4月 同取締役専務執行役員 (現任)  
2017年 3月 イヌイ運送株式会社代表取締役社長 (現任)

#### 重要な兼職の状況

イヌイ運送株式会社代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

乾隆志氏は、旧乾汽船株式会社代表取締役社長を務めていたことから、海運事業経営に関する知見を有しております。2014年10月より取締役専務執行役員として当社の経営を担うとともに、2017年には当社グループのイヌイ運送株式会社の代表取締役社長も兼任し、ロジスティクスにおける業務経験と知見も有しております。また、グループ経営全般に亘り、代表取締役社長の補佐役を務めており、今後も当社グループの成長に必要な不可欠であると判断したことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

かん ばやし のぶ みつ  
**神 林 伸 光** (1948年5月28日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

4,094株

在任年数

5年

取締役会出席回数

18回中18回

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年4月 川崎重工業株式会社入社  
1998年4月 同船舶事業本部営業本部商船営業部長  
2008年4月 同常務執行役員営業推進本部長兼株式会社川崎造船取締役副社長  
2010年4月 株式会社川崎造船代表取締役社長  
兼川崎重工業株式会社常務取締役 (非常勤)  
2010年10月 川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役  
船舶海洋カンパニープレジデント  
2013年6月 同特別顧問  
2015年6月 一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長 (現任)  
2016年3月 東海カーボン株式会社社外取締役 (現任)  
2017年6月 当社社外取締役 (現任)

#### 重要な兼職の状況

一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長  
東海カーボン株式会社社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神林伸光氏は、造船企業において長年経営者としてリーダーシップを発揮してきた実績に加え、他社の社外取締役としての経験もあり、広い人脈及び企業経営に関する豊富な経験を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、それらの知見を当社経営に反映し、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待しております。また、昨年度に引き続き指名・報酬委員会の委員長として、適切なコーポレート・ガバナンスの維持・向上にも積極的に関与していただきたいと考えております。

#### 独立性に関する事項

- ・神林伸光氏は、一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長及び東海カーボン株式会社社外取締役に務めておりますが、当社とこれらの法人の間に取引関係はございません。
- ・同氏は、25頁に記載の当社の社外役員に関する独立性の基準を満たしております。

候補者番号 4

村上 章 二 (1956年1月12日生)

再任 社外 独立役員



所有する当社株式の数  
835株  
在任年数  
1年  
取締役会出席回数  
15回中15回

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1978年4月 日本郵船株式会社入社  
2007年4月 同経営委員 物流グループ長  
2007年6月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)社外取締役  
2008年4月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)取締役執行役員  
2010年10月 郵船ロジスティクス株式会社取締役執行役員  
2011年4月 同取締役常務執行役員  
2013年4月 同代表取締役専務執行役員  
2017年6月 同専務執行役員  
2019年4月 同顧問  
2020年1月 神原ロジスティクス株式会社社外取締役(現任)  
2021年4月 ツネイシCバリューズ株式会社顧問  
2021年6月 当社社外取締役(現任)  
2022年1月 ツネイシCバリューズ株式会社社外取締役(現任)

**重要な兼職の状況**

神原ロジスティクス株式会社社外取締役  
ツネイシCバリューズ株式会社社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

村上章二氏は、海上運送業を中心とした総合物流事業を営む企業グループでの物流部門の立ち上げ及びその事業規模拡大という実績を持ち、ロジスティクス分野についての深い知見及び広い人脈に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、それらの知見を当社経営に反映し、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待しております。また、新たに指名・報酬委員会の委員として、適切なコーポレート・ガバナンスの維持・向上にも積極的に関与していただきたいと考えております。

**独立性に関する事項**

- ・村上章二氏は、神原ロジスティクス株式会社社外取締役、ツネイシCバリューズ株式会社社外取締役を務めておりますが、当社とこれらの会社の間に取引関係はございません。
- ・同氏は、25頁に記載の当社の社外役員に関する独立性の基準を満たしております。

候補者番号 5

いわ た けん いち  
**岩 田 研 一** (1955年 8月 4日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社株式の数  
0株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 三菱地所株式会社 入社  
2009年 4月 同執行役員 リーシング営業部長  
2011年 4月 同執行役員兼三菱地所ビルマネジメント株式会社取締役社長  
2013年 4月 同常務執行役員兼三菱地所ビルマネジメント株式会社取締役社長  
2014年 4月 同常務執行役員兼三菱地所プロパティマネジメント株式会社代表取締役社長執行役員  
2015年 4月 同常務執行役員 大阪支店担当  
2016年 4月 同専務執行役員 関西支店担当  
2016年 6月 同執行役専務 関西支店担当  
2020年 4月 同顧問  
2020年 6月 株式会社横浜スカイビル代表取締役社長（現任）

#### 重要な兼職の状況

株式会社横浜スカイビル代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩田研一氏は、大手不動産ディベロッパーでのオフィスのリーシング活動、ビルマネジメント及びプロパティマネジメントの実績を持ち、当該分野についての深い知見及び広い人脈に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、それらの知見を当社経営に反映し、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待しております。

#### 独立性に関する事項

- ・岩田研一氏は、株式会社横浜スカイビル代表取締役社長を務めておりますが、当社と同社の間に取引関係はございません。
- ・同氏は、25頁に記載の当社の社外役員に関する独立性の基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神林伸光、村上章二、岩田研一の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、神林伸光及び村上章二の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、岩田研一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約について  
神林伸光及び村上章二の両氏は、当社との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第31条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、岩田研一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。
4. 取締役候補者との補償契約について  
乾康之、乾隆志、神林伸光、村上章二の4氏は、当社との間で、会社法第430条の2第1項に規定する、補償契約をそれぞれ締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。  
当社は、上記4氏の選任が承認された場合、当該補償契約を継続する予定であります。また、当社は、岩田研一氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該補償契約と同内容の契約を締結する予定であります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について  
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。  
各取締役候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は、全ての被保険者について全額当社が負担しております。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第5号議案

## 監査役2名選任の件

監査役加島昭久氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。監査体制強化のため1名を増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ指名・報酬委員会での審議及び答申を経ております。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。なお、渡來義規氏は常勤監査役として、上野祐二氏は非常勤監査役としての就任を予定しております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	在任期間 (本総会終結時)	
1	わたらいよし のり 渡 來 義 規	—	—	新任 社外 独立役員
2	うえの ゆうじ 上 野 祐 二	—	—	新任

候補者番号 1

わたらいよし のり  
**渡 来 義 規** (1954年9月25日生)

新任 社外 独立役員



所有する当社株式の数  
0株

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年 4月 近鉄航空貨物株式会社（現株式会社近鉄エクスプレス）入社  
1998年 7月 同京浜国際支店長  
2001年10月 同輸出営業部長  
2006年 1月 同東南アジア・中近東本部長  
2010年 6月 同常務取締役 東アジア・オセアニア本部長  
2011年 6月 同常務取締役 グループ経営戦略本部長  
2013年 6月 同専務取締役 グループ経営戦略本部長  
2017年 6月 同特別顧問  
2019年 9月 AFRO-ASIA SHIPPING CO (PTE) LTD. Singapore Advisor (現任)  
ROBINSON DEVELOPMENT (PTE) LTD. Singapore Alternate Director (現任)

#### 重要な兼職の状況

AFRO-ASIA SHIPPING CO (PTE) LTD. Singapore Advisor (現任)  
ROBINSON DEVELOPMENT (PTE) LTD. Singapore Alternate Director (現任)

#### 社外監査役候補者とした理由

渡来義規氏は、航空貨物輸送、海上貨物輸送、ロジスティクスを中心とした企業グループでの経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏が社外監査役に選任された場合は、それらの知見を当社の監査に活かし、今後当社監査役として監査・監督機能を十分発揮し、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。

#### 独立性に関する事項

・ 渡来義規氏は、AFRO-ASIA SHIPPING CO (PTE) LTD. Singapore Advisor及びROBINSON DEVELOPMENT (PTE) LTD. Singapore Alternate Directorを務めておりますが、当社とこれらの法人の間に取引関係はございません。  
・ 同氏は、25頁に記載の当社の社外役員に関する独立性の基準を満たしております。

候補者番号2

上野 祐二 (1958年12月3日生)

新任



所有する当社株式の数  
1,900株

#### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社  
2003年 6月 株式会社イヌイシステムズ取締役  
2013年 4月 当社倉庫事業部長  
2014年10月 同倉庫業務部長  
2019年 6月 東京団地倉庫株式会社常勤監査役（現任）

#### 重要な兼職の状況

東京団地倉庫株式会社常勤監査役

#### 監査役候補者とした理由

倉庫事業部門及び子会社役員を通じて、倉庫事業分野・会社経営における豊富な知識・経験等を有しております。また、2019年6月からは東京団地倉庫株式会社常勤監査役を務めており、今後当社監査役として監査・監督機能を十分発揮し、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間の特別の利害関係については、次のとおりであります。  
渡来義規氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、上野祐二氏が常勤監査役を務める東京団地倉庫株式会社との間では資本的関係（当社が株式を保有）及び取引関係が存在しますが、当社と同氏の間には特別の利害関係はありません。
2. 渡来義規氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 監査役候補者との責任限定契約について  
渡来義規氏及び上野祐二氏の選任が承認された場合、当社は、両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第42条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 監査役候補者との補償契約について  
渡来義規氏及び上野祐二氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとする予定であります。
5. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について  
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。  
監査役候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は、全ての被保険者について全額当社が負担しております。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。



## (ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性ある企業統治体制を確立するため、幅広い業務経験及び多岐にわたる専門性、知識を有する取締役候補者・監査役候補者を選任しております。本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の取締役・監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名	分類		専門性と経験						
			企業経営	外航海運事業	倉庫・運送事業	不動産事業	グローバル	法務・コンプライアンス	財務・会計
取締役	乾 康之	代表 社長	●	●	●	●			
	乾 隆志	専務	●	●	●				
	神林伸光	社外(独立)	●	●			●		
	村上章二	社外(独立)	●		●		●		
	岩田研一	社外(独立)	●			●			
監査役	渡來義規	社外(独立)	●		●		●		
	山田治彦	社外(独立)							●
	清水 豊	社外(独立)						●	
	上野祐二				●			●	

- (注) 1. 監査役の山田治彦氏は、公認会計士資格を有しております。また、監査役の清水豊氏は、弁護士資格を有しております。
2. 監査役の山田治彦氏は2019年6月21日開催の第99回定時株主総会にて、同じく監査役の清水豊氏は2021年6月23日開催の第101回定時株主総会にて、それぞれ監査役選任の決議をいただいております。現在在任期間中です。
3. 各人の有する専門性と経験のうち、主なもの最大4つに●印をつけています。

(ご参考) 社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社では、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）が東京証券取引所の定める独立性基準に加え、次のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断しております。

また、次のいずれかに該当する者であっても、当該人物が東京証券取引所で定める独立性基準を充足し、当社が独立性を有する社外役員として相応しいと判断する場合は、判断する理由を対外的に示した上で例外的に独立性を有する社外役員候補者として選任することができるしております。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）に業務執行取締役、執行役員その他の使用人（以下、「業務執行取締役等」という。）として所属したことがある者
2. 当社の株式を自己又は他者の名義をもって総議決権の10%以上の議決権を有する株主又は当該株主が法人、組合等の団体（以下、「法人等」という。）である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
3. 次のいずれかに該当する者
  - (1) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社グループとの取引額が当社グループ年間連結売上高の2%を超える者）又は当該取引先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
  - (2) 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
  - (3) 当社グループの主要な借入先（直近事業年度末の借入残高が当社グループ連結総資産の2%を超える者）又は当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属するその業務執行取締役等
  - (4) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行取締役等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間100万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士その他専門的サービスを提供する者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれらの専門家
6. 当社グループから過去3年間の平均で年間100万円を超える寄付・助成を受けている者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
7. 当社グループの業務執行取締役、執行役員が他の会社の社外取締役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役等
8. 上記1から7までのいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
9. 過去3年間において、上記2から8までのいずれかに該当したことがある者

以上

<メモ欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---









# 定時株主総会会場ご案内図

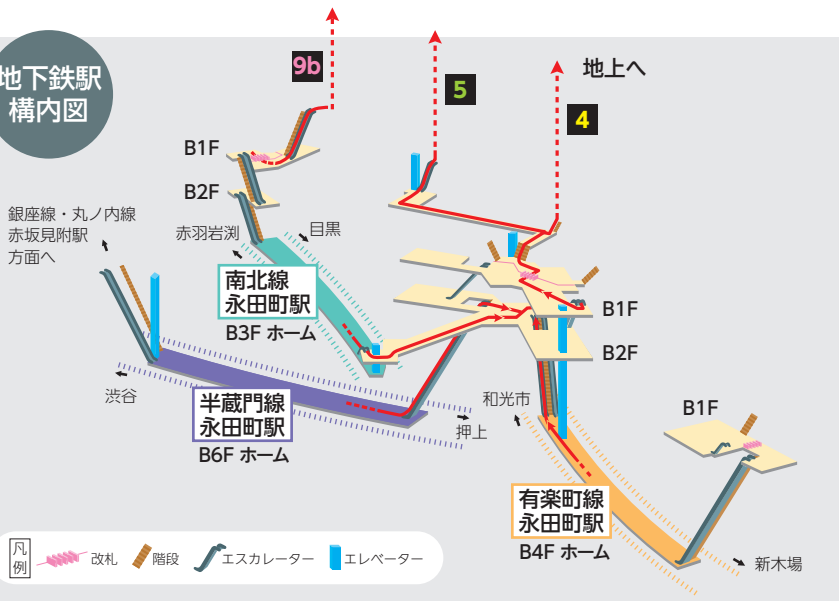


## 会場

### 海運クラブ(海運ビル) 2階ホール

東京都千代田区平河町二丁目6番4号 海運ビル  
電話 (03) 3264-1825 (会場代表)

## 地下鉄駅構内図



## 交通

東京メトロ有楽町線／半蔵門線／南北線

### 永田町駅

**4番出口**、**5番出口** 又は **9b出口** より

→ 徒歩2分

東京メトロ銀座線／丸ノ内線

### 赤坂見附駅

**D出口** より

→ 徒歩5分

# 乾汽船株式会社

〒104-0054

東京都中央区勝どき一丁目13番6号 プラザタワー勝どき

TEL : 03-5548-8211 (代) <https://www.inui.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。